

時事新報

民業は自然の法則に順て自由に運動するふとを得れども官業と爲れば事の性質上自から窮屈なる人爲の規則に束縛せられて健全なる發達を遂ぐるふと能はざる其趣は猶は野生の樹木を抜き来て益造と爲すが如く利害のある所明白なれば民業を取て官業と爲すは萬能むを得ざるの場合に限る可し今度政府は葉煙草專賣法案なるものを提出せし其趣意は總ての葉煙草を政府に納付せしめて更らに之を煙草製造人に賣却し其間の利益を以て國庫の收入と爲すものにして豫算に據れば凡そ七百萬圓の新税を得べしと云ふ増税は目下の急務なれば煙草を一の税源とするは至當のふとにして毫も不同意はなけれども其專賣權を握らざれば徵稅するより能はざるや否や將た專賣法よりも寧ろ從來の印紙稅法に従ひ其稅率を増す方便利ならざるや否や宜しく思案す可き所のものなり當局者の説明に依れば新法は舊法よりも簡便なりとあれども事の實際を推察するに全國の各處に產する其產額を政府の一手に歸せしめんが爲めには嚴重なる検査、緻密なる手數を以て生産者を煩はすと共に又隨て種々の弊害を生ずるやの心配なれど能はず其次第は第一葉煙草を買收するに其直段は何と標準として定む可きや物の價は自然の競爭に任すれば自から歸す可き所に歸されども規則を以て之を定むるふと容易ならず作に豈因あり品質に等差あり内外の需用供給、金融の緩慢、爲替相場の高低、一般的の景氣等、千百雷々ならざる要素を勘定して至當の價を立つるふと至難の業にして耕作者は種々の事情を述べて一錢にても高からんみどを求め當局者は寧ろ安からんみどを望みて其間に衝突を生じ實際耕作者をして案外の利益を得せしむるふどもある代りに亦案外の損失を蒙らしめ結局適從する所を失はしむるの弊なきを期す可らず次は耕作地の検査にして耕作者の申出に備なきや否や一反歩の耕作と稱して實際一反五畝歩を耕さるや否やを確めんには検査官を派して實地を見せしむるの要あるのみならず一地方數里に亘る煙草畠に就き某の耕作地は何反何歩、某は幾反幾畝歩なるか一ヶ月測量せざる可らず幾多の測量人、費用、時日を要するは勿論にして其手數の煩雜なる辺も實際に行届く可きに非ず又法案に據れば葉煙草耕作者は收穫の時及び乾燥を了りたる時は政府に申出で検査を受く可き筈なれども其間検査する甚だ難儀なる可しど云ふは外ならず煙草の收穫は稻を刈り芋を掘るが如く一時に取り入るゝものに非ずして一莖數十枚の葉を下より順次に今日も一枚、明日も一葉と長き間に收穫する其趣は恰も葉物を取るに順次に熟したるものより收穫すると同様なれば其間に不正の事なからしめんには多人數の官吏が百姓と共に今日も明日も朝より晩まで烟に出張して監督せざる可らず其乾燥を了りしときの検査も若しし際医するもそのなきや否やを見ん爲め家の隅々、納屋の天井、土蔵の床下までも搜索せざる可らず耕作者の迷惑は尋常一樣のみぞに非ざる可しそ特に我輩の心配する所は品質の鑑定に於て官吏の所見と煙草製造人の所見と相一致するや否やの點にして掛りの官吏が葉煙草の品位を例へば上中下に分ち夫れし相當の代價を拂ふて政府の倉に納れたる後これを煙草製造人に賣渡すに當り官吏が上

のなり。然るに政府は一己の認定を以て之を買ひ上げ  
んどす素より其認定をなすに當りては右の原則を  
酌するふとなるべきものを自然に放任するの優れる  
に若かず耕作者は認定を不當として他に賣渡すの自  
由を有せざると恰も戰時徵發に同じきければ政府の注  
意何程周到たりとも經濟の原則を完全に行はれしむ  
ふと能はざるは勿論なり。

三專賣法案は煙草の品質を劣等ならしむ  
煙草の品質認定は最も困難にして業者と雖も時に  
之を誤り買ひ誤りをなさず多く多し例へば硫黃を以  
て薰蒸したる粗品も其色合最上の煙草と同じ此の如  
きの類を見分くるは官吏の爲し能はざる所なり又真  
正の良品も官吏の誤認の爲め粗品と見做さるゝの恐  
れあるべく而して粗品は見誤まるゝも損失なき故耕  
作者は分量多き粗品を産出するふとを免むべし蓋し  
一定の程度までは粗品を産出するも良品を産出する  
も耕作者の自由に爲し得べき所なればなり果して然  
らば全國煙草の品質は本法の爲めに次第に劣等に赴  
くを免れざる可し。

四検査の却て複雑なる事

專賣法案は耕作者に向ひ葉煙草を收穫せんとする時  
及び乾燥を了りたる時政府に申出検査を受くべきみ  
とを命ぜり是れ耕作者が製造者に密賣するを妨ぐの  
目的に出でたるものならんも數萬の耕作者を一々検  
査するは到底完全に行はるべきにあらざれば其  
目的を達するふとを得ず強て之を實行せんとすれば  
徒に費用の増加と耕作者の迷惑とを招くに過ぎず  
五製造者をも検査せざるべからざる事

前條の如く耕作者の検査完全に行ひ難きものなるを  
以て勢製造者をも嚴重に検査せざるべからざるに至  
らん果して然らば製造者に於ては現行法と同様なる  
檢束を蒙るゝと共に政府に於ては現行法の如く製造者  
の検査に加へて耕作者を検査するの煩を引受くるに  
至るべし

六輸入增加の恐ある事

輸入煙草をも買收するか或は關稅以外の租稅を賦課  
するにあらざれば益々輸入増加の恐あり且つ内地產  
の品質劣等に赴くときは輸入品と競争するふと能は  
ざるに至らん

至るべし

○牛馬賣買免許稅規則其の他廢止

法律案(政府提出)

明治五年第三百三十號布告牛馬賣買免許稅規則明治八年第二十七號布告車稅規則明治十六年第十三號布告船稅規則明治十八年第十一號布告菓子稅則の規定による

此の法律は明治三十年一月一日より施行す但明治十九年第二二期菓子製造税は仍菓子稅則の規定によ  
るに依り課稅するを以て之を廢止せんとするは本法を提  
出する所以なり

○鎮守府造船材料資金増加に關する法律案(政府提出)

明治二十九年度より漸次に金百四十五萬五千五百三十  
四圓二十八錢四厘を鎮守府造船材料資金に増加す

鎮守府造船材料資金は從來積算額を下野、新潟造船所  
に備へたる額を資本と算用し其金額百二十萬四千四  
百六十十五圓七十分を額外廻りて唯獨後艦船の増備に  
随ひ漸次一般造船修船事業の増加を來し造船材料資金の

不足を告ぐるのみならず戰船の新造若くは大修理を爲國に仰がざるべからず然る時を要するのみならず運賃充つる造船材料を貯蔵する處なきを保せず依て鎮守府本造船材料資金は漸次増加の定むる所に據る

明治十七年三月三十號布告牛馬賣買免許稅規則明治十八年正月一日起施行

告治

1

1

法宗

卷八

一

七

卷之三

少時

は政

難府集

100